令和２年２月大木町農業委員会
総会議事録

1. **開催日時**　　令和２年２月 10 日（月）　午前９時 30 分から

2. **開催場所**　　大木町役場　３階　第１会議室

3. **総会構成員現在総数**　17 名

4. **出席委員**　　（17 名）
　　１番　北島　みゆき
　　２番　井手　正宏
　　３番　山縣　吉子
　　５番　廣松　政則
　　６番　山城　都行
　　７番　松本　久吉
　　８番　松永　靜義
　　１０番　黒田　安利
　　１１番　山口　伸一
　　１２番　久良木　勝昌
　　１３番　牟田　清人
　　１４番　田中　良房
　　１５番　川村　公人
　　１６番　松枝　由朗
　　１７番　真辺　恵子
　　１８番　松永　一完
　　１９番　眞崎　萬次（会長）

5. **欠席委員**　（０名）

6. **農業委員会事務局職員**
　事務局長　　廣松　栄治
　係　　長　　荒巻　信二
　書　　記　　北原　俊佑

7. **議事内容**
　1．議事
　　１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
　　２）不動産買受適格証明願いについて
　　３）農地法第３条の許可申請について
　　４）農地法第５条第１項の許可申請について
　　５）大木町農用地利用集積計画の決定について

8．会議の概要

議　長

皆さん、おはようございます。１月は 23、24 日の山口県の「花の海」の視察研修と 28 日の農業委員会研修及び懇親会、さらには 17 日の野口大空委員の逝去ということで忙しい中、それぞれ出席していただきましてありがとうございました。

今年は、正月が非常にいい天気で、良い１年になるのかなと思っておりましたけれども、特に農業関係に関しては１月の長雨と高温によって農作物の生育が２週間程度進んでいるということで、異常な状況になっていて特に普及員においては今後どうなるのかと心配をしておられる気象状況となっております。それではただいまより始めたいと思います。

大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。

ではただいまより、２月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。

本日の議事録署名人を（12 番委員）久良木委員（13 番委員）牟田委員にお願いいたします。

それでは、議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

（　朗読説明「省略」　）

議　長

事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。

各委員

（　意見なし　）

議　長

意見もないようですので、質疑を終わります。

議案第１号の通知を終わります。

次に、議案第２号「不動産買受適格証明願いについて」を議題といたしますが、議案第３号「農地法第３条の許可申請について」と関連のある議題のため一括審議といたします。よろしいでしょうか。

また、私自身が関係する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第 31 条第１項、議事参与の制限」の規定により当案件終了まで退席させていただきます。

なお、２号、３号の審議については、松永一完職務代理者に議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。

（　退席の間　暫時休憩　）

松永 一完 職務代理者	会議を再開いたします。議事参与の制限により、私が議長を務めさせていただきます。それでは、議案第２号及び議案第３号について、事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。
松永 一完 職務代理者	事務局の朗読説明が終わりました。地元委員の川村委員の意見をお願いします。
川村委員	願出人の要件につきましては経営状況等を考慮いたしまして別段問題ないと思います。それから３条の申請人の購入条件には問題はないと判断し、農地は申請人の耕作範囲内であるとみていますので特段問題ありません。以上です。
松永 一完 職務代理者	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
牟田委員	５ページの３条の許可申請について申請農地の所在地〇〇〇-〇宅地ですが登記簿上の宅地ですよね？３条の中に入れなくてもいいのではないですか？
事務局	今のご質問でございますけれども、この〇〇〇-〇は、現況で農業用施設と書いておりますが、ここが青地とか白地の農振法上でいきますと、農業施設用地というくくりに入っています。
牟田委員	農地の中に建てたということですか？それなら分かりました。台帳で宅地になっているから。台帳は田じゃないですか？
事務局	登記簿上は宅地になっておりました。ただ、底地は農振法上で農業用施設ということで農業者の方じゃないと買えないような場所になっているので、以前ここが転用申請を出してありまして、その時に田んぼの真ん中にあるような場所なので除外では白地には出来ず農業用に使うということで用途区分の変更をかけて、転用をもらってあると思っております。 なので、そのまま農業用施設用地ということできていますので、今回ここも一緒に申請農地の所在ということで上がっております。
松永靜義委員	さっきの宅地は現況証明か何かをして宅地に変えてあるのですか？用途区分の変更しかしてないのに宅地に変えられるのですか？

事務局　昔はそういう所があるみたいです。先程松永さんが言われたように、〇〇〇施設とかがたまに現況宅地になっていて、用途区分の変更をされてそのままになっている所がいくつかあるようなので、何で宅地に変わったのかこちらでは分からない状況ですが、登記上は宅地になっています。

井手委員　所有権が変わってもそのままの状態ですか？

事務局　そのままの状態です。所有権が変わっても用途区分の変更自体はそのままになるから、場所からしてそこを白地にできないと思います。
　するのであれば、農振の除外申請の話になってくると思います。今のところ用途区分を変えて農業用施設用地ということになっているから、仮に上を全部外されてまた田んぼにされるなら青地にという話が出てくるかもしれないですが現状では建ってしまっているので、もうそのままということになります。今回、〇〇の時に調べていてそこが用途変更してあり残っているのが分かったということです。

山城委員　農業用施設になっているけど、中に入れてあるのは〇〇さんのゴザ製品が入っている。（面積が）〇〇㎡になっているが３階建てになっているようですが？

事務局　あくまでも〇〇㎡は土地の面積となっております。

松永 一完 職務代理者　他にございませんか？意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。議案第２号議案及び議案第３号議案を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

松永 一完 職務代理者　全員賛成と認め、議案第２号及び議案第３号を承認することに決定いたします。
　それでは、本案件が終了しましたので、眞崎会長に入室いただきます。
　ここで暫時休憩いたします。

（　会長入室の間　暫時休憩　）

松永 一完 職務代理者　再開いたします。眞崎会長に報告いたします。審議の結果、全員賛成により承認されましたので報告いたします。それでは、議長を交代いたします。

議　長　会議を再開いたします。
　次に議案第４号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題とします。整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の牟田委員の意見をお願いします。

牟田委員　　今、事務局から説明がありましたように２月６日事務局２名と久良木委員と私と４名で現地調査を行いました。
そういった中で、詳細に説明がありましたもので、排水の関係も十分検討し、道路の右側、左側の側溝に全部流すということでございますので、私達の方からは何もございませんのでよろしくお願いいたします。

議　長　　つづいて、地元委員の山口委員の意見をお願いします。

山口委員　　この田んぼにつきましては、周りは住宅ばっかりで耕作しにくい田んぼでございました。また、排水もきちんと確保されておりますので、周囲状況の管理には影響ないと思われますのでよろしく審議お願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

松永靜義委員　　資料２ページですけど（３）「ここに農地転用にかかる全てを販売することが出来ないと判断した時は」とありますけど判断の時期というのは１年、２年、３年、５年と色々あるでしょうけど、それはどういうふうにして決められるのですか？

事務局　　当初、計画をされる時には、何年までという事で計画がありました。令和３年 12 月 31 日完了予定となっており、転用自体が、最初県から許可が下りて３ヶ月、１年後、完了ということで現況報告をしないといけないのですが、例えば計画が遅れたりした場合はそれをずっと１年ごとに出して頂く様になっております。３年なら良い、５年では出来ないというような所まではないようです。何をもって販売が出来ないと判断するのは事業者さんが出来ないと思ったときだと思いますが。

松永靜義委員　　令和３年で完了することにしていたが出来なかったという事で更に１年延長願い報告書を出せばまた延ばしても良いということですか？毎年毎年延ばしていいのですか？

事務局　　あんまり伸ばしすぎると、販売出来ないということですので、その時は自分で建てて下さいとなってくると思います。ずっとほったらかしで良いとはならないです。

松永靜義委員　　その指導は行政とか県が行うわけですか？

事務局　行政がしないといけないです。
条件付の許可なので申請書の中にこの（３）は一筆、「自分で建てます」と書いてもらうようになっています。
従わない場合は、建ってしまっているから許可取消になると売った所も許可取消みたいな話になるかもしれないから現実的に考えると次申請が下りないという話になってくると思います。申請を上げても県の方が「ずっとしてないでしょ」ということで許可が下りてこない可能性はあります。

議　長　面積が大きいので県の審議会があると思いますが、その審議会についてはこの後にあるのですか？

事務局　審議会につきましては17日の予定になっております。この案件を、県の審議会に出して審議会の方からもまた意見書が出ますのでそれと合わせて農業委員会の意見として県に申達するようになっています。

議　長　他にございませんか？それでは意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。議案第５号を承認することに賛成の方は挙手を願います

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め議案第５号を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
有難うございました。